

湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会規約
新旧対照表

旧	新
「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく 湖北圏域の取組方針 令和 7 年 5 月 27 日 改定 湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 〔 長浜市、米原市 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局、琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台 〕	「水防災意識社会 再構築ビジョン」等に基づく 湖北圏域の取組方針（案） 令和 8 年〇月〇日 改定 湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会 〔 長浜市、米原市 滋賀県、国土交通省近畿地方整備局、琵琶湖河川事務所、彦根地方気象台 〕

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。

このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。

また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。

滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 19 年 11 月には、湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。

本協議会は、上記取組について水防法等に基づく協議会として、湖北圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的に位置づけ、取組方針をとりまとめた。

なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。

大津土木事務所管内と湖東土木事務所管内で、令和 7 年 3 月に滋賀県河川整備 5 か年プラン（第 3 期）が更新され、滋賀県全域の河川整備 5 か年プラン（第 3 期）の更新が完了したことから、一斉に取組内容の改定を行うこととし、本圏域の取組方針を改定した。

1. はじめに

平成 27 年 9 月関東・東北豪雨災害や、平成 28 年に相次いで発生した台風による災害で甚大な被害が発生したことを受けて、国は「施設では防ぎきれない大洪水は必ず発生するもの」との考えに立ち、社会全体で洪水に備えるため、中小河川を含めた全国の河川でハード・ソフト一体となって「水防災意識社会」再構築のための取組を進めてきた。

このような中、平成 29 年水防法等の一部改正を踏まえ、緊急的に実施すべき事項について実効性をもって着実に推進するため、平成 29 年 6 月に「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画がとりまとめられ、国・県管理河川において、ハード・ソフト対策を一体的、総合的、計画的に推進している。

また、平成 29 年 8 月には、土砂災害防止対策基本指針において、土砂災害から国民の生命及び身体を保護するため、国、都道府県、市町村が住民と連携して取り組んでいく必要性が示された。

滋賀県においては、平成 26 年 3 月に制定した流域治水の推進に関する条例に基づきハードとソフト対策を一体的に取り組んでおり、平成 19 年 11 月には、湖北圏域水害・土砂災害に強い地域づくり協議会を設立し、取組を進めている。

本協議会は、上記取組について水防法等に基づく協議会として、湖北圏域の過去の災害の教訓、現状の水害・土砂災害に関する取組状況などを踏まえて主な課題を抽出し、『計画規模を上回る水害・土砂災害』が起こりうること、また、浸水が長期に及ぶ地域があることを念頭に、『どのような洪水からも命を守ることを最優先として、「自助と共助が最大限発揮されるよう自ら行動し、地域の防災力を高め」、「社会経済被害を最小化」するための取組を実施し、水害・土砂災害に強い地域を目指す』ことを目的に位置づけ、取組方針をとりまとめた。

なお、平成 30 年 12 月には、社会資本整備審議会より「大規模広域豪雨を踏まえた水災害対策のあり方について」が答申され、これを踏まえた「水防災意識社会」の再構築に向けた緊急行動計画が改定されたことから、取り組むべき施策について具体的な進め方等の充実を図るため、取組方針を改定した。

また、令和 6 年 3 月の長浜土木事務所管内および長浜土木事務所木之本支所管内の滋賀県河川整備 5 か年プラン（第 3 期）更新や令和 8 年度の「第 1 次国土強靱化実施中期計画」開始を受け、さらなる河川および砂防施設のより一層の整備を推進する。

4. 減災のための目標

5か年で実施すべき湖北圏域における減災のための取組は、次の項目とし、緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進、実施する必要がある。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 被害軽減の取組
- 3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組
- 4) 防災施設の整備等に関する事項
- 5) 減災・防災に関する取組および支援

また、上記の内、具体の避難、水防等に関する減災のための重点目標は、次のとおり。

【減災のための重点目標】

- ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する
- ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する
- ・令和8年3月までに「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する
- ・水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する

4. 減災のための目標

5か年で実施すべき湖北圏域における減災のための取組は、次の項目とし、緊急的に、かつ実効性をもって着実に推進、実施する必要がある。

- 1) 円滑かつ迅速な避難のための取組
- 2) 被害軽減の取組
- 3) 氾濫水の排除、浸水被害軽減に関する取組
- 4) 防災施設の整備等に関する事項
- 5) 減災・防災に関する取組および支援

また、上記の内、具体の避難、水防等に関する減災のための重点目標は、次のとおり。

【減災のための重点目標】

- ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する
- ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援する
- ・令和13年3月までに「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、河川整備、土砂災害防止施設整備を実施する
- ・水害・土砂災害危険性を周知し、教育および訓練を実施する

主な取組項目	目標時期	取組機関
■多機関連携型タイムラインの拡充 共通 ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する	引き続き実施	長浜市 米原市 滋賀県
■水害・土砂災害危険性の周知 水害 ・地先の安全度マップによる浸水想定および河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する ・中小河川における避難判断の目安を検討する 土砂災害 ・土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等や基礎調査の結果を公表し、周知する 共通 ・リスク情報の更新に応じて、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有し、周知する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 長浜市 米原市 滋賀県 滋賀県 長浜市 米原市 滋賀県
■ＩＣＴを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供 共通 ・防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト（ＳＩＳＰＡＤ）の運営・更新する ・避難情報を確実に届けるためにケーブルテレビや防災メールへの登録、配信サービスやＳＮＳの活用等を検討する	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 長浜市 米原市

主な取組項目	目標時期	取組機関
■多機関連携型タイムラインの拡充 共通 ・「タイムライン（防災行動計画）策定・活用指針」等に基づくタイムラインを作成、更新および運用する	引き続き実施	長浜市 米原市 滋賀県
■水害・土砂災害危険性の周知 水害 ・地先の安全度マップによる浸水想定および河川水位の情報を提供することで、水害の危険性を周知する ・中小河川における避難判断の目安を検討する 土砂災害 ・土砂災害防止法に基づき指定した土砂災害警戒区域等や基礎調査の結果を公表し、周知する 共通 ・リスク情報の更新に応じて、水害危険性および土砂災害の危険性について情報共有し、周知する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 長浜市 米原市 滋賀県 滋賀県 長浜市 米原市 滋賀県
■ＩＣＴを活用した洪水情報・土砂災害警戒情報・避難情報等の提供 共通 ・防災情報を、わかりやすく伝えるポータルサイト（ＳＩＳＰＡＤ）の運営・更新する ・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等（無線のデジタル化等）を普及する	引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 長浜市 米原市

主な取組項目	目標時期	取組機関
・避難情報を各世帯へ確実に届けるため、防災行政無線等（無線のデジタル化等）を普及する	引き続き実施	長浜市 米原市
・河川水位情報や土砂災害警戒情報等について、 <u>防災メール（プッシュ型）の利用を促進する</u>	引き続き実施	滋賀県
■防災施設の機能に関する情報提供の充実		
水 害 ・ダム の操作に関する住民等への情報提供として、パンフレット・ダムカード配布を通じてダム の働きについて理解を深めていく	引き続き実施	滋賀県
・緊急放流（異常洪水時防災操作）時発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する	引き続き実施	滋賀県
■ダム放流情報を活用した避難体系の確立		
水 害 ・避難情報の発令を支援するための連絡体制強化として、県管理治水ダムにおいて、ホットライン等の見直し・確認を行う	引き続き実施	滋賀県
・緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時にテレビテロップ実施のため報道機関への情報提供を行う	引き続き実施	滋賀県
■土砂災害警戒情報を捕捉する情報の提供		
土砂災害 ・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県
・土砂災害警戒情報を補足する情報の発信について、充実を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県

主な取組項目	目標時期	取組機関
・ 河川水位情報や土砂災害警戒情報等について、確実に届けるために、防災アプリや防災メールなどの利用を促進する	引き続き実施	長浜市 米原市 滋賀県
■防災施設の機能に関する情報提供の充実		
水 害 ・ダム の操作に関する住民等への情報提供として、パンフレット・ダムカード配布を通じてダム の働きについて理解を深めていく	引き続き実施	滋賀県
・緊急放流（異常洪水時防災操作）時発生する現象の理解を深めるための啓発を実施する	引き続き実施	滋賀県
■ダム放流情報を活用した避難体系の確立		
水 害 ・避難情報の発令を支援するための連絡体制強化として、県管理治水ダムにおいて、ホットライン等の見直し・確認を行う	引き続き実施	滋賀県
・緊急放流（異常洪水時防災操作）移行時にテレビテロップ実施のため報道機関への情報提供を行う	引き続き実施	滋賀県
■土砂災害警戒情報を捕捉する情報の提供		
土砂災害 ・土砂災害警戒情報について検証し、精度向上を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県
・土砂災害警戒情報を補足する情報の発信について、充実を図る	引き続き実施	彦根地方気象台 滋賀県

主な取組項目	目標時期	取組機関
■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等 共通 ・避難場所及び避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する ・避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する	 引き続き実施 引き続き実施	 長浜市 米原市 滋賀県 長浜市 米原市 滋賀県
■要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施 共通 ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、毎年協議会の場において状況を確認する	 引き続き実施	 長浜市 米原市 滋賀県

主な取組項目	目標時期	取組機関
■隣接市町村における避難場所の設定（広域避難体制の構築）等 共通 ・避難場所及び避難経路を検討し、避難場所の容量について検討する ・避難場所が不足する等の状況に応じ、隣接市町等における避難場所の設定など広域連携を検討する	 引き続き実施 引き続き実施	 長浜市 米原市 滋賀県 長浜市 米原市 滋賀県
■要配慮者利用施設における避難計画の作成および避難訓練の実施 共通 ・対象となる全要配慮者利用施設における避難確保計画の作成、更新および避難訓練の実施を支援し、毎年協議会の場において状況を確認する	 引き続き実施	 長浜市 米原市 滋賀県 彦根地方気象台

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 水 害 ・中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する ・地先の安全度マップについて、更新し公表する 土砂災害 ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する 共 通 ・毎年協議会の場において進捗状況を確認する	R8.3 まで R8.3 まで 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県 滋賀県 長浜市 米原市 滋賀県
■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用 共 通 ・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する ・早期立ち退き避難が必要な区域の検討、市町界を越えた広域的な避難の検討を行い、ハザードマップ等に記載し活用する ・指定避難所の容量・位置を検討する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	長浜市 米原市 長浜市 米原市 長浜市 米原市

②平時からの住民等への周知・教育・訓練に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■想定最大規模の洪水に係る浸水想定区域図等の作成と周知 水 害 ・中小河川の想定最大規模の洪水浸水想定区域図について作成し公表する ・地先の安全度マップについて、更新し公表する 土砂災害 ・土砂災害防止法に基づく基礎調査を実施する 共 通 ・毎年協議会の場において進捗状況を確認する	R8.3 図公表 R9～ 周知 R13.6 まで 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県 滋賀県 長浜市 米原市 滋賀県
■水害・土砂災害ハザードマップの改良、周知、活用 共 通 ・洪水浸水想定区域図、地先の安全度マップの更新、土砂災害警戒区域等の指定に合わせて水害・土砂災害ハザードマップを更新し公表する ・早期立ち退き避難が必要な区域の検討、市町界を越えた広域的な避難の検討を行い、ハザードマップ等に記載し活用する ・指定避難所の容量・位置を検討する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	長浜市 米原市 長浜市 米原市 長浜市 米原市

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水予測や水位情報の提供の強化 水 害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（ＣＣＴＶカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためＣＣＴＶカメラを設置し情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等に洪水時の避難情報の発令判断等に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置し、観測・情報共有する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 長浜市 米原市 長浜市 米原市 滋賀県
■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 水 害 ・「 <u>防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策</u> 」に基づき、 <u>危機管理型ハード対策を実施する</u>	R8.3までに概成	滋賀県
■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「 <u>防災・減災、国土強靱化のための５か年加速化対策</u> 」に基づき、 <u>円滑な避難を確保する施設整備を実施する</u>	R8.3までに概成	滋賀県
■応急的な退避場所の確保 水 害 ・水害リスクの高い地区で安全な避難が困難な地区においては、実効性のある避難先の検討を実施する	引き続き実施	長浜市 米原市 滋賀県

③円滑かつ迅速な避難に資する施設等の整備に関する取組

主な取組項目	目標時期	取組機関
■洪水予測や水位情報の提供の強化 水 害 ・河川管理上重要な箇所について河川防災カメラ（ＣＣＴＶカメラ）を設置し情報を提供する ・水防団等の水防活動を支援するためＣＣＴＶカメラを設置し情報を提供する ・氾濫する恐れのある地域等に洪水時の避難情報の発令判断等に活用する簡易水位計・量水標・簡易量水標を設置し、観測・情報共有する	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 長浜市 米原市 長浜市 米原市 滋賀県
■決壊までの時間を少しでも引き延ばす堤防構造の工夫 水 害 ・「 <u>第１次国土強靱化実施中期計画</u> 」に基づき、 <u>危機管理型ハード対策を実施する</u>	R13.3まで	滋賀県
■避難路、避難場所の安全対策の強化 土砂災害 ・「 <u>第１次国土強靱化実施中期計画</u> 」に基づき、 <u>円滑な避難を確保する施設整備を実施する</u>	R13.3まで	滋賀県
■応急的な退避場所の確保 水 害 ・水害リスクの高い地区で安全な避難が困難な地区においては、実効性のある避難先の検討を実施する	引き続き実施	長浜市 米原市 滋賀県

4) 防災施設の整備等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） 水 害 ・湖北圏域河川整備計画（令和3年3月）（別紙1）、「第3期滋賀県河川整備5ヶ年プラン（第3期）長浜土木事務所、木之本支所管内（別紙2）」により河川改修を実施する ・長浜土木事務所、木之本支所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する ・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をＴランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する 土砂災害 ・砂防事業実施箇所位置図により土砂災害防止施設の整備を実施する（別紙3）	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県 滋賀県 滋賀県
■多数の家屋や重要施設等の保全対策 水 害 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する	R8.3までに概成	滋賀県
■土砂・洪水氾濫への対策 共 通 ・「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」に基づき、人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の整備を実施する	R8.3までに概成	滋賀県

4) 防災施設の整備等に関する事項

主な取組項目	目標時期	取組機関
■堤防等河川管理施設の整備（洪水氾濫を未然に防ぐ対策） 水 害 ・湖北圏域河川整備計画（令和3年3月）（別紙1）、「第3期滋賀県河川整備5ヶ年プラン（第3期）長浜土木事務所、木之本支所管内（別紙2）」により河川改修を実施する ・長浜土木事務所、木之本支所管内維持管理計画に基づく維持管理を実施する ・破堤した場合に人命、資産に被害をもたらす可能性ある河川をＴランク河川と位置づけ、堤防強化対策を実施する 土砂災害 ・砂防事業実施箇所位置図により土砂災害防止施設の整備を実施する（別紙3）	引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施 引き続き実施	滋賀県 滋賀県 滋賀県 滋賀県
■多数の家屋や重要施設等の保全対策 水 害 ・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、流域治水対策として河川整備等を実施する	R13.3まで	滋賀県
■土砂・洪水氾濫への対策 共 通 ・「第1次国土強靱化実施中期計画」に基づき、人命への著しい被害を防止する砂防堰堤、遊砂地等の整備や河道断面の拡大等の整備を実施する	R13.3まで	滋賀県

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ダム等の洪水調整機能の向上・確保 水 害 ・長寿命化計画の見直しを行う ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	引き続き実施	滋賀県
■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保 水 害 ・河川管理者が設置している樋門について確認し、無動力化の検討を行う	引き続き実施	滋賀県

5) 減災・防災に関する取組および支援

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援 水 害 ・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業により安全な住まい方を支援する 共 通 ・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の取組を支援する	引き続き実施	滋賀県
■適切な土地利用の促進 水 害 ・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の取組を実施する ・安全な土地利用の誘導の取組を実施する（1/10、50cm 市街化編入しないなど）	引き続き実施	長浜市 米原市 滋賀県
	引き続き実施	長浜市 米原市 滋賀県

主な取組項目	目標時期	取組機関
■ダム等の洪水調整機能の向上・確保 水 害 ・長寿命化計画に基づくダム機能の確保を行う ・ダム再生に向けた事業化の検討を行う 運用面での治水効果向上 施設改築による治水効果向上	引き続き実施	滋賀県
■樋門・樋管等の施設の確実な運用体制の確保 水 害 ・河川管理者が設置している樋門について確認し、無動力化の検討を行う	引き続き実施	滋賀県

5) 減災・防災に関する取組および支援

主な取組項目	目標時期	取組機関
■水防災社会再構築・土砂災害防止対策に係る支援 水 害 ・水害に強い安全安心なまちづくり推進事業により安全な住まい方を支援する 共 通 ・水害・土砂災害に強い地域づくり協議会の運営により市町の取組を支援する	引き続き実施	滋賀県
■適切な土地利用の促進 水 害 ・特に水害リスクの高い地区では、水害に強い地域づくり（とどめる対策）の取組を実施する ・安全な土地利用の誘導の取組を実施する（1/10、50cm 市街化編入しないなど）	引き続き実施	長浜市 米原市 滋賀県
	引き続き実施	長浜市 米原市

主な取組項目	目標時期	取組機関
■そなえる対策の実施 共通 ・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり（そなえる対策）の取組を実施する ・地域におけるタイムライン等の作成を支援する	引き続き実施 引き続き実施	長浜市 米原市 滋賀県 長浜市 米原市 滋賀県
■貯留浸透対策の推進 水害 ・公共施設等での貯留設備の整備	引き続き実施	長浜市

6. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

また、協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。

主な取組項目	目標時期	取組機関
■そなえる対策の実施 共通 ・特にリスクの高い地区では、水害・土砂災害に強い地域づくり（そなえる対策）の取組を実施する ・地域におけるタイムライン等の作成を支援する	引き続き実施 引き続き実施	長浜市 米原市 滋賀県 長浜市 米原市 滋賀県 彦根地方气象台
■貯留浸透対策の推進 水害 ・公共施設等での貯留設備の整備	引き続き実施	長浜市

6. フォローアップ

各機関の取組内容については、必要に応じて、防災業務計画や地域防災計画等に反映するなどによって責任を明確にし、組織的、計画的、継続的に取り組むこととする。

取組方針の進捗状況を確認し、必要に応じて見直すこととする。また、実施した取組についても訓練等を通じて習熟、改善を図る等、継続的なフォローアップを行うこととする。

なお、今後、全国で作成される他の取組方針の内容や技術開発の動向等を収集した上で、随時、取組方針を見直すこととする。

また、協議会を毎年出水期前に原則開催し、洪水予報、ホットラインなど出水時に河川管理者から提供される情報とその対応等を首長と確認する。

<改定履歴>

平成 29 年 5 月 1 8 日 作成
平成 31 年 6 月 6 日 改定
令和 4 年 6 月 9 日 改定
令和 5 年 6 月 2 7 日 改定
令和 7 年 5 月 2 7 日 改定

<改定履歴>

平成 29 年 5 月 1 8 日 作成
平成 31 年 6 月 6 日 改定
令和 4 年 6 月 9 日 改定
令和 5 年 6 月 2 7 日 改定
令和 7 年 5 月 2 7 日 改定
令和 8 年 ○月 ○日 改定

